

低開発国の開発政策における金融の役割

〔要旨〕

1. 戦後、東南アジア諸国は政治的独立を達成したのち、それぞれ経済的自立を目指して工業化を中心とする経済開発にまい進した。多くの国は野心的な経済目標を掲げた開発計画を策定し、公共投資を主体とする統制色の強い開発政策を強行したが、この間、開発資金の調達については、外国援助と中央銀行信用に依存し国内貯蓄を軽視するという安易な方法が採られがちであった。
2. しかしながら、このような統制経済的開発方式を採った諸国の経済は、1960年代にはいって軒並み破たんを招くに至った。その経済的要因としては、まず、農業と工業など産業部門間および個々のプロジェクト間に有機的な調和が保たれず、国営企業が効率的に運営されなかつなど実体面での欠陥が指摘される。さらに、いっそう重要な要因として、低金利政策に基づく財政中心の安易な資金調達態度、非効率的な資金使用など金融面における欠陥が大きな弊害を及ぼしたことがあげられよう。
3. かかる状況に直面して、各國はあらためて開発政策の進め方について反省を迫られるに至った。この結果、最近各國の開発政策は、従来の財政投資中心、計画経済的な統制方式から、民間主導型、市場原理重視の方向に転換するようになってきた。
4. このような開発政策の根本的な再検討の過程を通じて、各國は市場経済育成の必要性を痛感し、そのための基盤整備に乗り出した。まず、各國はインフレの解消など通貨価値の安定に本腰を入れるとともに、金利機能を活用しうるような健全な金融市場の育成を図るため、人為的な低金利政策の是正を図るようになった。
5. さらに、各國は、近年における援助の頭打ちなどから、開発資金の総合的かつ効率的な運用・管理を図るため、最近、①開発銀行の新設・改組(セイロン、南ベトナム、韓国、ラオス、ネパール、シンガポール、香港)、②商業銀行のミックスト・バンキングへの移行(セイロン、インド、台湾)を実施するなど、開発金融体制の確立に努めている。
6. この間、インド、セイロンなどでは、中央銀行が開発金融機関の助成など開発金融に関与する動きが目だっているが、これは、金融市場が発達していない低開発国においては、中央銀行が長・短期金融に関与することによって、その金融調整をいっそう統合的かつ円滑に行なおうとする意図によるものにほかならない。
7. 近年、アジア諸国をめぐる外部環境はいろいろな意味で新局面を迎えるとしているが、今後、上記のような新しい動きがいかに展開し、いかなる成果をあげていくか注目される。

〔目次〕

1. はじめ
2. 開発政策の再検討
 - (1) 旧来の開発政策
 - (2) 社会主義的な開発計画のざ折

イ. 実体経済面における欠陥

ロ. 金融面における欠陥

ハ. インドの開発政策

3. 開発政策における金融の役割

(1) 市場原理の再評価

イ. 民間主導型の開発計画

ロ. 金融重視の動き

ハ. 台湾、韓国の実例

(2) 開発金融体制の確立

イ. その背景

ロ. 開発金融制度の拡充

ハ. 開発金融機関と中央銀行の関係

(3) 各国の具体例

4. む　す　び

1. は し が き

最近の東南アジア諸国において注目される一つの動きは、開発銀行が拡充・新設され、商業銀行のあり方が再検討されるなど、開発金融体制が急速に整備されつつあることである。さらに金融政策面においても、財政均衡化によるインフレの抑制、金利の引上げ・弾力化、貯蓄増強など金融の機能を活用しようとする動きが目だってきている。これらの動きは、いずれも開発政策において金融の役割を重視していこうとする考え方の表われにほかならないが、このような新しい動きが生じてきた背景としては、東南アジア諸国をめぐる環境の変化と、開発政策全般にわたる反省とを指摘することができよう。

まず、東南アジア諸国をめぐる環境は、多額の特需収入をもたらしてきたベトナム戦争がようやく和平への転機を迎え、また英國駐留軍の東南アジアからの撤退が繰上げ実施されるほか、英米両国を中心に対外援助削減の動きがみられるなど、しだいにきびしさを増すに至っている。このような状況に対処して、東南アジア諸国では目下、工業開発の促進、農業の多角化、食糧自給、輸出増大など経済自立を目指して精力的に努力を傾けている。

次に開発政策全般に関しては、近年、戦後20余年を経て、計画・統制経済体制を採ってきた国と市場経済体制を採ってきた国との間における経済格差の拡大傾向に各国が注目するようになってきた。すなわち、統制経済体制を採ってきた国に

おいては、民間主導型経済体制を採ってきた国の場合に比して、工業化の停滞、食糧不足、インフレーションなどの弊害や経済成長率の鈍化が著しく目だってきたことから、開発政策の理念やメカニズムを根本的に再検討しようとする動きが高まつてくるに至った。しかも、このような過程において、市場経済の調整推進力としての金融の役割があらためて重視されるようになってきた。

本稿は、東南アジア諸国におけるこうした金融の役割重視の動きを、開発政策との関連において検討しようとするものである。

2. 開発政策の再検討

(1) 旧来の開発政策

東南アジア諸国の多くは、第2次大戦後あいついで独立を達成したものの、経済面では依然として旧宗主国の支配下にあって一次産品の産出国として位置づけられ、先進工業国との間で原材料輸出、製品輸入の垂直貿易を余儀なくされてきた。新興の意気に燃える低開発諸国としては、政治的な独立を達成すれば、同時に経済的な自立を熱望するのは当然の成り行きであった。かくして、これら諸国は独立後、経済的自立の達成を目標に競って工業化を中心とする経済開発にまい進すところとなったのである。

このようにして、「低開発国経済開発」という概念は第2次大戦後はじめて普遍的なものとなり、また経済開発を進めるにあたっては、多くの低開発国がハロッド・ドーマーやマハラノビスな

どの成長理論に基づく「開発計画」を採用した。もっとも、この場合、理論と実際との複雑な関係を十分検討する余裕がないままに、高度の経済目標を掲げ、戦略的には公共投資による工業化を中心をおく野心的、大規模な計画が策定されるという例が多かった。また、これら各国の開発政策は多額の資金不足を外国援助と中央銀行信用に依存し、国内貯蓄を軽視するという安易な政策態度(performance)に陥りがちであった。

こうした開発政策を推進する場合に、大別して二つの方式が考えられる。一つは国家が計画実施の主導権を握り、国営企業を中心に社会主義的な統制を進めていく方式であり、他は市場原理に基づき民間企業活動を主体に開発を進めていく方式である。もっとも、開発政策はその国の社会環境、経済構造、政治理念あるいはその国を取り巻く内外の環境と密接な関係があるので、現実の計画も各国の事情を映し、上記両方式の間においてさまざまな形がとられた。

ところで、ここで注目を要する点は、社会主義的な開発方式を探った国では、当初はそれぞれ特有の動機ないし必要に迫られて実施したものであろうが、いったん統制を行なった場合、それは経済全般に波及し、体制内部に深く根を降ろしてしまう必然性があるという点である。このように統制がさらに強い統制を招かざるをえなくなるプロセスを、ミントはミーゼスの「統制波及の理論」をうけて次のように述べている。すなわち、たとえば短期的な国際収支危機に対処するため、ある国で輸入数量制限措置を実施すると、やがて輸入価格の上昇がもたらされ、政策当局はかかる輸入価格の上昇が国内物価上昇に伝播するのを防止するために、次の段階として価格統制や物資の配給制度などの直接的統制措置を実施せざるをえなくなる。このようにして、国際収支基調に根本的な改善がなされないかぎり、かかる直接統制はついに

は経済全部門に波及し、制度的にいっそう固定化への道を歩まざるをえない。ミントはこのようなプロセスをたどった典型的な例としてインドのケースをあげている。計画経済的な開発方式を探っているすべての国が、同じ過程をたどるわけではないが、ミントの分析は、いったん統制色を強めた国はいっそう強い統制を招き、もとの自由主義経済に復帰することがいっそう困難になることを説明するものである。

さらに、開発計画を策定するにあたっては、多くの場合、与えられた条件のもとにおける最適の開発目標をまず物の面から設定し、所要資金の調達は、国内資金(政府および民間)の動員についての努力を十分行なわないまま安易に外国援助、さらには中央銀行信用に依存するという方法が採られた。これらの国におけるこのような他力本願の資金調達、非効率な資金使用が、慢性的なインフレ傾向をひき起こしたのはむしろ当然の結果であったといえよう。

(2) 社会主義的な開発計画のさ折

上記のようなきわめて野心的、ときには非現実的とも思われる開発政策も、当初、表面的には大きな支障をきたすことなく実施することができた。これは東南アジア諸国の場合、戦後の食料、原材料に対する世界需要の増大に伴う一次産品の市況好調に加え、東西の冷戦を背景に「第三勢力」(バランスシング・ブロック)としての有利な立場から、東西両陣営の「援助競争」によって援助必要額を容易に確保するなど、資金調達が比較的円滑に行なわれたためである。

しかしながら、やがて1960年代にはいって、このような野心的な開発政策を指向した国は、軒並みにその欠陥を露呈し、しだいに経済の破たんを招くに至った。その原因としては、政治・社会・文化面のさまざまな要素が指摘されるが、ここではその経済的要因について分析してみるとことし

よう。

イ. 実体経済面における欠陥

まずその経済的要因の一つとして、実体経済面における弊害についてみてみよう。

第1に、独立後間もない低開発国においては、開発計画の目標が現実の産業構造や経営・管理能力を無視した過大、かつ性急なものになりがちであった。また、その計画において産業部門間および個々のプロジェクト間に調和が保たれず、これが経済開発を実施するうえの障害となった。これは、市場経済における調整機能が働かなかったことによるものである。その好例としては、インドの第2次、第3次計画において、性急な工業化政策が農業の不振を招き、原材料供給の不円滑と有効需要の不足の両面から工業自体の停滞をも招来し、ひいては成長率を鈍化させるに至ったことがあげられよう。

第2に、工業化の中心をなす国営企業の多くは、官僚的経営に伴う非能率、合理化努力の不足から、高コスト構造に陥らざるを得なかつた。この結果、国営企業は当初の期待ほど輸出増進に寄与しなかつたのみならず、逆に原材料輸入の増大を通じて国際収支を悪化させ、輸入制限の強化をひき起した。たとえば、インドの代表的な国営企業であるヒンドスタン鉄鋼公社は、総投資額570百万ポンドに対して、1958年以降1967年までの赤字累計額は65百万ポンドに達し、1967年の操業率は68%にとどまっているといわれる^(注1)。

ロ. 金融面における欠陥

しかしながら、統制下の経済にいっそう大きい弊害を及ぼしたのは金融面における弊害である。

まず、これを開発資金の調達面についてみると、各國は経済開発を急ぐあまり巨額の資金を調達したが、その資金をもっぱら、国内では財政、

対外的には援助によってまかなう一方、財政赤字の一部を中央銀行信用によって補てんした。このような情勢下、低金利政策が採られたが、このため、中央銀行の金融政策が効果的に実施される余地はほとんどなくなり、貯蓄意欲は阻害され、投資・貯蓄ギャップが拡大し、慢性的なインフレ傾向を生じた。かかるインフレは輸出を不振におとしいれ、貿易および貿易外収支の不均衡(トレード・ギャップ)を拡大させた。

一方、開発資金の使用面についても種々の問題があった。すなわち、社会主義的統制経済のもとでは財政支出のウエイトが高いため、その使途はとかく軍備や国威発揚のための非生産的事業など、政治目的にも向けられがちであった。しかも、たとえこれが生産目的に向けられたとしても、財政主導型の開発機構においては、その事業の非効率的運営をチェックする事後管理機能が十分發揮されなかつた。かくして国内貯蓄の不足を補うべき援助も、使用面での安易さ、非能率さから生産力効果が十分にあがらないままいたずらに对外債務の累増を招く結果となつたのである。また、商業銀行の貸出についても、財政負担軽減の見地から低金利政策が採られたこともあって、結果的には安全な既存大企業を優先し、新規企業、中小企業、農業を軽視するという弊害が顕著に現われた。

ハ. インドの開発政策

このような種々の欠陥により経済開発計画がざ折していく典型的な例を、インドの実例によって簡単にながらおここう。

インドでは、1948年に独立するとまもなく、他国にさきがけて広範かつ徹底した開発計画を実施した。最初に実施した第1次5か年計画(1951~55年度)は、戦争・独立後の混乱の收拾・復興が

(注1) The Economist, 1968年8月17日号。

主眼となっており、たまたま農業生産の好調に恵まれたこと也有って、おおむね順調な経過をたどった。野心的な開発政策が採られたのは第2次5か年計画(1956~60年度)からである。すなわち、同計画はネール首相が提唱した「社会主義型社会」の実現をねらい、経済運営のイニシアチブを国家に集中し、国営企業を拡充する一方民間企業の統制・指導を強化し、戦略的には重工業を優先、これらを実施するための資金源として多額の援助を要請するという、積極的な政策を打ち出した。これは、いわば戦後の社会主義的開発計画のモデル・ケースともいべき意欲的な開発計画であった。続いて実施された第3次5か年計画(1961~65年度)は第2次計画の基本方針をそのまま延長したものであった。

これら3次にわたる計画期間中の実績を示したのが次の第1表であるが、これによると、第1次計画は、統制色がきわめて薄く、かつ農業面に重点がおかれていたこともあって当時としてはかなりの成果をあげた。しかしながら、本格的な社会主義的政策が採られた第2次計画になると、かなりの成長が達成された反面、卸売物価の上昇(期間中の上昇率30%)、原材料・食糧輸入の著増、輸出の伸び悩みから外貨が枯渇し、世銀主催による対印債権国会議の招集が必要とされるなど、弊害が徐々に露呈するに至った。これに続く第3次5か年計画では、前期の経験から農業生産の促進にいっそう配慮するなど若干の修正を施したもの、計画実施過程において工業生産の伸び悩み、農業生産の停滞、外貨不足、物価上昇など経済面の不均衡が激化し、開発計画は大きくざ折した。期間中の成長率も年率わずか2.8%と、第1次の実績を大きく下回った。もちろん第3次計画期間中には、大干ばつ(1965、66年度)や中印・印パ紛争など予期しない事件の変化もざ折の一つの要因となったことは否定できないが、それよりも、計

画自身に内包された上記諸欠陥が決定的な要因となつたことを強調しなくてはならない。この結果インドでは、第3次計画期間終了後いわゆるプラン・ホリディとして3年にわたり、前計画がもたらした種々のひずみの是正に忙殺されるために陥ってしまったのである。

このように開発計画が大きくざ折し十分な成果をあげえなかつた例は、インドに限らず、インドに追随して類似の開発政策を採つた多くの東南アジア諸国において共通にみられるところである。

(第1表)

インドの5か年計画における 国内純生産(NDP)の動向

	最終年度の N D P 実績 (億ルピー)	計画期間内 における成 長率(年率・%)	計画期間内 における口 増加率(年率・%)
第1次計画 (1951年4月~ 56年3月)	1,048	3.7	1.5
第2次計画 (1956年4月~ 61年3月)	1,278	4.4	2.1
第3次計画 (1961年4月~ 66年3月)	1,458	2.8	2.4

(注) 1948/49年度表示価格による。

資料: 荒川、矢野編「アジア諸国の経済成長と開発計画」から作成。

3. 開発政策における金融の役割

(1) 市場原理の再評価

イ. 民間主導型の開発計画

このようにインドをはじめ、これに追随して計画経済的開発政策を進めたインドネシア、ビルマ、カンボジア、セイロンなどの諸国では、その開発計画が程度の差こそあれ、したがいにざ折の道をたどり、自由主義的な開発政策を採つて成功した韓国、台湾、フィリピン、タイ、マレーシアなどの低開発国との成長格差は歴然となってきた。このような状況に直面して、各国はあらためて開発政策の進め方について深刻な反省を迫られるに至つたのである。

この結果、最近における各國の開発計画は、從

來の国営化中心の政策を改め、民間主導型に重点を移行するようになってきた。前者が国営企業を主体に資材・資金統制による人為的な生産・分配・消費計画を推進したのに対して、後者は市場経済の原理にのっとりプライス・メカニズムを活用し、民間の生産活動の活発化、国内の遊休資源、とくに貯蓄の動員を図り、資源の最適配分と極大利用をねらうものである。さらに最近、市場経済の運営を円滑に行なうため、金融の機能を回復させる必要性のあることが認識され、かつては財政の侍女にすぎなかった中央銀行による金融政策の効果的な実施を通じて、インフレなき開発が指向されるようになった。

□ 金融重視の動き

上記のような開発政策の根本的な再検討の過程を通じて、各国は金融市場の整備、金利機能の活用、さらには貯蓄増強策など、インフレなき開発のための基盤整備に乗り出してきた。

まず、各国は通貨価値の安定に重点をおきはじめた。植民地型通貨を継承してきた諸国では、通貨制度上必然的に通貨価値の安定が保たれてきたが、その他の多くの国では、財政主導型開発政策の強行、非弾力的低金利政策の堅持などによって通貨価値の安定は二義的な意義を持つにすぎなかつた。

しかしながら、これらの諸国も、過去におけるインフレーションの体験を通じて、開発計画遂行の前提条件としてまず通貨価値の安定が至上命令であることを近年強く再認識はじめた。これに伴い、インドネシア、セイロンなどの諸国では、まずインフレーションの根源となっていた財政の健全化(均衡化)に努めたが、その結果、これらの諸国では、最近マネー・サプライの増勢鈍化、物価の落着きなど漸次効果がみられるに至っている。

第2に、各国は金利機能を活用し健全な市場育成に努めるようになった。

低開発国では一般に金融の二重構造の弊害が指摘されている。すなわち、低開発国においては、商業銀行は欧米諸国の伝統的なサウンド・バンキングの考え方をそのまま受け入れ、主として大企業向けの商業金融ないし貿易金融に専念している。一方、人為的な低金利政策が採られていることもあって、上記の商業銀行を中心とした狭義の金融市场とは別個に、著しく高いやみ金利の下に大規模なやみ市場が形成されている。このやみ市場では、高利の資金がもっぱら中小企業金融、庶民金融、不動産金融、貴金属投資に運用されている。また、農村においては、金融機関が未発達であるうえに低金利政策によって預金金利が低位に抑えられており、貯蓄思想も欠如しているため、いわゆるたんす預金や金の保蔵(インド、タイ)など、資金の退蔵が行なわれている。このように、低開発国においては、もともと資本が不足しているうえ、乏しい資金が細分化されており、しかもその相当部分が退蔵ないし非生産部門に流れ、効果的な投資に十分回されていないという状況にある。

ところで、このようなゆがんだ金融構造の是正、やみ市場の解消、さらには退蔵資金の動員を図るため、人為的な低金利政策を排し市場の実勢に応じた金利水準を実現しようとする動きが、最近一部の国でみられるようになってきた。すなわち、台湾(1949年)、韓国(1965年)では、周知のように高金利政策を採用して、後述のごとく多大の成果を収めているほか、インドネシアでは昨年10月、国立銀行預金金利の6ヶ月ものを月利5%へ、1年以上ものを同じく6%へと引き上げ、またシンガポールでも一昨年11月、6ヶ月ものを年利5.75%、1年ものを同じく6%に引き上げている。なお、フィリピンでも1957年以降、低金利政策を転換して公定歩合を実勢に応じて逐次引き上げ高水準に維持してきている。またセイロンでは、このほどバンク・オブ・セイロン(セイロン最大

の商業銀行)委員会が、現在の低利、非弾力的な金利構造(預本金利、3~23か月もの年利3.5%~3.75%、2~4年もの3.75~4.0%、貸出金利5.7~8.0%)の改善、すなわち金利水準の引上げや期間に応じた金利体系の再編成を政府に勧告しているが、これもその現われといえよう。

ハ. 台湾、韓国の実例

ここで、金利機能の活用による金融の正常化に関して、1949年以降の台湾および1965年以降の韓国での成果が注目されるので、これを若干ふり返ってみることとしよう。

まず台湾においては、1949年の金利引上げ前、正規の金融市场を通じないいわゆるやみ金利(高利貸金利、企業間信用、縁故者間の貸借など)が月利4割前後(年利50割近く)であった反面、台湾銀行(当時、全預金・貸出に占める台湾銀行のシェアは約9割)の預本金利は年12%(1年もの定期預金、なお貸出金利は月9%、年利約100%)と格差が著しく、種々の弊害をもたらしていた(第2表)。そこで政府は、1949年前半、デノミネーション、対米相場の設定(1米ドル=40元)などを内容とした通貨改革を行なう一方、6月、台湾銀行の預本金利を年12%から年45%(1年もの定期預金)への大幅引上げを断行した。その結果、同年末までにやみ金利は月利17%にまで低下し、全銀行の預金・貸出額も第3表のごとく著増をみ、同年中に早くも預本金利の引下げを可能とするに至った。政府は1953年から第1次5か年計画を実施したが、かかる高金利政策および通貨措置による金融・経済の正常化は、同計画の円滑な実施を可能ならしめる最大の要因となった。

一方、韓国では、第1次5か年計画において、戦後の根強いインフレーションとこれに伴う国民の貯蓄意欲減退、銀行における資金不足から投資の停滞を余儀なくされたが、かかる状況に対処して、1965年、定期預本金利(1年もの)を年15%か

(第2表)

台湾銀行における預本金利

(年率・%)

	通知預金	貯蓄・定期預金		
		6か月	1年	2年
1948年3月21日	3.6	10.0	12.0	15.0
1949年6月21日	17.64	40.0	45.0	60.0
9月21日	10.8	18.0	20.0	22.0
1950年6月21日	5.4	18.0	20.0	22.0
10月1日	5.4	19.8	19.8	19.8
1953年7月16日	5.4	16.2	16.2	16.2
10月10日	5.4	12.6	12.6	12.6
:	:	:	:	:
1964年4月1日	1.8	8.4	10.8	10.8
1966年2月14日	1.8	8.4	10.08	10.08
1967年5月6日	1.8	7.8	9.72	9.72

資料:「台湾金融統計月報」1968年12月号。

(第3表)

台湾の全銀行の預金・貸出残高

(単位・億元)

	預金	貸出
1949年末	1.8	4.3
1950年	6.0	6.3
1955年	44.9	37.4
1960年	120.1	94.2
1965年	357.5	269.7
1968年	597.2	498.9

資料:「台湾金融統計月報」1968年12月号。

ら26.4%に引き上げるなど、高金利政策の採用に踏み切った(第4表)。この結果、国民の貯蓄意欲は著しく高まり、昨年2月までに銀行の預金額は約5倍に、貸出額は約6倍に增高するなど、著しい改善をみるに至ったのである(第5表)。かかる実例は、低開発国の経済開発における金利機能の戦略的な重要性を端的に物語るものといえよう。

なお、ここで台湾と韓国における高金利政策採用後の事情の違いについて付言しよう。まず台湾の場合は通貨改革等の直後に高金利政策が採用されたが、その後経済安定の基本方針が堅持されたため、同政策は国内貯蓄の増強にきわめて強いインセンチブを与え、金融市场の正常化、やみ金利

の低下などに大きく貢献した。このため、前述のとおりわずか3ヶ月後には金利の大幅引下げが可能となった。これに対して韓国の場合、第1次5か年計画の最中に高金利政策が実施されたが、その後も特需、輸出の好伸、日韓国交回復に伴う設備投資ブームなどを映して、マネー・サプライは年に2~3割の急膨張を示した。このため金利引上げによって金融市场はしだいに正常化していくにもかかわらずインフレ圧力が根強く残り、1965年末以降金融引締め措置を持続せざるをえなくなり、今なお高金利政策の大幅修正をなしえない状態である。

(第4表)

韓国の商業銀行における金利

(年率・%)

通知 預金	定期預金			貸出金利		
	6か月	1年	1年半	商業形	手形	普通形
1965年 9月29日 以前	3.65	12.0	15.0	15.0	14.0	16.6
9月30日	5.0	24.0	26.4	30.0	24.0	26.0
1968年 4月1日	5.0	20.4	26.4	27.6	24.0	26.0
10月1日	5.0	19.2	25.2	廃止	26.0	25.2

資料：韓国銀行「調査月報」1968年12月号。

(第5表)

韓国の商業銀行の預金・貸出残高

(単位・億ウォン)

	預 金	貸 出
1965年9月末	448	272
1965年12月末	559	375
1966年	843	579
1967年	1,388	1,046
1968年10月末	2,285	1,650

資料：韓国銀行「調査月報」1968年12月号。

(2) 開発金融体制の確立

イ. その背景

開発政策に対する基本的な考え方の変化に伴って、当然ながら既存の開発金融体制を再検討する動きが最近強まってきている。アジアの低開発諸

国は、独立後20余年を経た現在、制度的には政府、中央銀行などの支援を得て、第6表のごとくすでに少なくとも1行以上の開発金融機関を設置するに至っている。しかしながら統制経済体制の国においては、これら開発金融機関がはたして本来の金融的機能を十分發揮したかどうかという点になるといささか疑問であろう。他方、市場経済体制のもとに発展をみつつある諸国、あるいは近年急速に経済開発を図っている諸国においては、開発金融機関のいっそうの拡大充実が要請されてきている。最近かかる開発金融体制拡充・再編成の動きがとくに活発化するに至った背景としては次の諸点が指摘されよう。

その第1は、最近における援助流入の頭打ち傾向や財政中心の開発政策に対する反省などから、国内資金の動員、援助の受入れ、開発資金の効率的運用・管理などを一元的に担当し、かつ企業経営の合理性追求に寄与するという開発金融機関の独自の役割が再認識されるに至ったことである。

第2は、近年における経済規模の急速な拡大と科学技術の発達に伴って、1件当たりの所要資金量がますます巨大化し、かつ長期化の傾向をたどっていることである。さらに、今後の開発を民間部門を重視しつつ進めていく場合、これら資金を自己資金および従来の小規模な開発金融機関ではとうていまかないきれなくなってきたことである。

第3は、最近、経済開発に関して、工業開発とともに農業開発の重要性が認識されたことである。これは、従来の工業化偏重政策が食糧を中心に農業生産の立ち遅れをひき起こし、食糧不足、物価上昇、国際収支難など種々の弊害をもたらす根源となったことを反省したためにほかならない。農業金融は、どちらかといえば長期低利で民間金融機関の融資対象となりえない性格のものが多くいたため、必然的に農業専門の開発金融機関の設立が要請されてきた。

第4は、外国資金受入れ態勢の整備に関連して、近年、IMF、世銀、アジア開発銀行など国際金融機関から外資を受け入れる場合、その受入れ機関として、かつ開発資金を効率的に運用をするため、各国開発金融機関の充実がいっそう強く要請されていることである。ことに資金の運用面において、開発金融機関を通ずるほうが、従来の財政からの直接投資の場合に比較して融資対象の選定、融資後の資金管理などの点ではるかに効率的であることが認識されてきたことは注目されよう。

□ 開発金融制度の拡充

最近東南アジア諸国において開発金融制度を拡充しようとする動きの具体的な現われの一つは、開発銀行を新設もしくは改組する動きである。これは、ここ1~2年の間にセイロン、南ベトナム、韓国、ラオス、ネパール、シンガポール、香港などにおいて着手されているが、個々の詳しい事情は後記(3)に述べるとおりである。

もう一つの現われは、既存商業銀行の機能拡充の動きである。すなわち、東南アジア低開発諸国の商業銀行は、歴史的に英國等先進宗主国の影響をうけて英國式のサウンド・バンキング原則を探り入れ、商業銀行は短期金融業務に専念し、開発金融にはほとんど関与しなかった。しかしながら、近年、資本市場の未発達な低開発国における商業銀行のあり方が強く反省されるようになってきた。これは、援助受入れ額の頭打ちなどに伴う財政面からの開発資金の供給不足に対処して、商業銀行が吸収した預金を中・長期貸出や債券投資に運用するいわゆるミックスド・バンキングを指向しようとする動きである。このような新しい動きに対しては、わが国の商業銀行が明治以来ミックスド・バンキング方式で運営され、しかも、市場原理のもとに民間部門を主体に急速な経済成長を遂げた先例が、大きな影響を与えていることが

注目される。

かかる動きの具体例としては、セイロン、インド(後述)、台湾、それにすでに実施中の例として香港があげられよう。このうち、台湾では昨年10月、銀行の貸出期間の制限を緩和(たとえば商業銀行の担保付貸出、最長1か年から3か年へ、無担保の場合最長6か月から1か年へ)するとともに、銀行の動産担保貸出を認めた。これは、従来所要設備資金をおおむね自己資金でまかなってきた台湾の民間企業において、高度成長に伴って外部資金への依存度が高まってきたことに対処する措置であった。なお、香港の場合は、香港上海銀行グループ(マーカンタイル銀行等を含む)およびチャータード銀行が建物や機械を担保に中期貸出を行なっており、その融資額は香港の工場設備融資総額の約7割を占めているといわれる。同国経済がかかるミックスド・バンキングにささえられて高度成長を遂げていることは注目されよう。

ハ 開発金融機関と中央銀行の関係

ここで、開発金融機関と中央銀行の関係について触れておく必要があろう。

低開発国においては、商業銀行は前述のように短期金融に専念し、中央銀行も欧米先進国の場合と同様にこれら商業銀行に対する短期金融を通じて金融の調整を行なってきた。一方、商業銀行業務の枠をこえる長期低利の開発資金は、先進国の場合と同様別途財政資金から直接供給されたが、そのウエイトは一部の低開発国では、先進国に比して著しく大きかった。しかしながら、市場機能重視、金融重視の動きに伴い、近年低開発国では、中央銀行が、開発金融機関の助成をはじめ開発金融に関与する動きが目だってきている。これによって、中央銀行による長・短期資金の金融調整は、いっそう円滑かつ総合的に行なわれることとなろう。

この点に關連して、近年低開発国における中央

(第6表)

東 南 ア ジ ア 諸 国 に お け

国名 (平価、1 米ドル当り)	開発金融機関名	設立	単位	(授 資 額 本 金)	資 金	
					払 込 資 本 (カッコ内は出資割合、単位・%)	準備金
韓国 (基準レート (1968年末) (282ウォン)	韓国産業銀行 (K R B)	1954. 4	百 万 ウォン	(20,000)	19,918 (政府100)	5,934
	韓国開発金融会社 (K D F C)	1967. 4	〃	(1,350)	820 (国内民間61、国外民間39)	不詳
	韓国投資開発公社	1968. 12	〃	(3,000)	1,500 (政府33、政府機関33、國 内民間33)	不詳
台湾 (40.0元)	中華開発信託公司 (C D C)	1959. 5	百万元	(150)	120 (国内民間70、国営銀行20、 国外民間10)	111
タイ (20.8ペーツ)	タイ産業金融公社 (I F C T)	1959. 10	百 万 バーツ	(100)	50 (国内民間43、IFC 8、国外 49)	11
マレーシア (3.1Mドル)	マレーシア産業開発金融 会社 (M I D F L)	1960. 3	百万マレ ーシア・ ドル	(50)	25 (政府・中央銀行20、国内民 間20、IFC10、国外民間50)	3
シンガポー ル (3.1Sドル)	シンガポール開発銀行 (D B S)	1968. 9	百万シンガポ ール・ドル	(200)	100 (政府49、国内金融機関25、 国内民間26)	不詳
フィリピン (3.9ペソ)	フィリピン開発銀行 (D B P)	1958. 6	百万ペソ	(2,000)	367 (政府100)	82
	フィリピン民間開発会社 (P D C P)	1963. 2	〃	(不詳)	25 (国内民間66、IFC 4、国外 民間30)	9
	国家投資開発会社 (N I D C)	1963. 5	〃	(不詳)	103 (ほぼ全額がフィリピン國 立銀行)	8
インド (7.5ルピー)	インド産業金融公社 (I F C I)	1948. 7	百 万 ルピー	(100)	84 (IDBI50、民間銀行20、保険 会社22、協同組合銀行8)	95
	インド産業信用投資会社 (I C I C I)	1955. 1	〃	(250)	75 (設立当時50百万ルピーの払 込みは国内民間70、国外民間30)	41
	インド工業開発銀行 (I D B I)	1964. 7	〃	(500)	200 (中央銀行100)	61
パキスタン (4.8ルピー)	パキスタン産業信用投資 会社 (P I C I C)	1957. 10	百 万 ルピー	(150)	40 (国内民間60、国外民間40)	37
	パキスタン産業開発銀行 (I D B P)	1961. 8	〃	(30)	30 (政府51、民間49)	27
セイロン (5.95ルピー)	セイロン農工金融公社 (A I C C)	1943. 12	百 万 ルピー	(—)	—	4
	セイロン開発金融公社 (D F C C)	1955. 10	〃	(24)	8 (国内民間64、国外民間36)	2
ネパール (10.1ルピー)	ネパール産業開発公社 (N I D C)	1959. 10	百 万 ルピー	(30)	21 (政府100)	1
	ネパール農業開発銀行 (N A D B)	1968. 1	〃	(50)	50 (政府51、民間49)	不詳
南ベトナム (公定レート 80ピアストル 実効レート 118ピアストル)	工業開発センター (C D I)	1957. 11	百万ピア ストル	(不詳)	140 (政府100)	不詳
	ベトナム工業開発金融公 社 (S O F I D I V)	1961. 11	〃	(不詳)	250 (国内民間銀行3行、国外 民間銀行6行)	不詳
	農業開発銀行 (B D A)	1967. 5	〃	(不詳)	200	不詳
ラオス (公定レート 240キップ)	ラオス開発銀行(B D L)	1967. 11	百 万 キップ	(不詳)	360(政府75、中央銀行25)	不詳

(注) *印は融資額累計、**印は貸付残高、***印は融資残高。

資料:各金融機関年報等から作成。

る 主 要 開 発 金 融 機 関 一 覧

源		目的	融資先の業種別内訳 (単位・%)
その他の資金源	合計		
政府借入れ 38,438、預金 11,886、西ドイツ復金 1,176、その他 5,379	82,731	産業の復興ならびに経済発展を促進する事業計画に融資	*製造業51、電力・水道24、鉱業8、住宅・建設4、農林業3
政府借入れ 2,025	—	民間企業の育成	—
不詳	—	証券市場の育成	—
借入金 1,201 (米国援助見返り433、IDA 196、世銀434、その他 138)	1,432	産業振興、経済成長の促進	*化学39、繊維24、陶器10、飲料6、電気機器6、機械6
政府借入れ129、国外借入れ(世銀、西ドイツ復金、アジア開銀等) 174、その他 4	368	民間企業の創設、拡充、近代化、内外民間資金の参加促進	**食品19、ホテル等サービス17、紙・木材15、金属10
政府借入れ38、世銀24	90	民間企業の創設、拡充、近代化、内外民間資金の参加促進	1965年4月～66年3月の融資承諾額の内訳は、非鉄金属18、ゴム13、金属13、化学12、食料8
前身たる経済開発局(EDB)の資産を引き継ぐ	—	産業育成、関連運転資金の供給、育成産業の製品輸出金融	—
債券585、海外借入れ284、預金209、Progress Bonds 247、中央銀行借入れ135	1,809	農工業の開発、民間開発銀行の設立促進	**農業26、工業61、不動産・その他13 (工業貸付累計内訳、公共事業18、繊維14、食料23、金属8)
AID 28、世銀156	218	民間企業の育成、内外民間資本の参加促進、経営管理技術の普及	*電力28、食料17、陶器・セメント14、運輸9、鉱業5
国内借入れ2、海外借入れ(世銀等) 53	166	農工商業、公益事業の開発	***運輸通信57、製造業35、商業6、農林漁業2
債券433、政府借入れ723、国外借入れ285、その他535	2,155	公開会社に対する開発融資	*砂糖20、化学11、繊維10、非鉄9、肥料7、金属製品7、紙7
国内借入れ465、海外借入れ1,370	1,951	民間企業に対する融資、経営の指導	*化学19、鉄鋼製品18、機械12、電気機器10、セメント7
中央銀行借入れ61、政府借入れ1,312	1,634	産業開発の促進、既存開発金融機関の業務の調整補完	*繊維17、化学12、肥料20、機械17、金属7
政府借入れ70、海外借入れ511(うち世銀319)、その他 9	667	民間企業の育成、内外資本参加の促進、資本市場の育成	**繊維46、砂糖15、紙8、機械・電気・金属7、食料7
特別開発基金9、政府借入れ80、預金136、海外資金206、その他151	639	産業基盤の拡大、中小企業への融資	*天然繊維・ジュート50、運輸8、食料7、機械6、天然ガス6
政府借入れ29	33	農工商業の開発、開発資金返済のための担保付融資	**農業73、工業(ココナツ、紅茶関係等)27
政府借入れ16、セイロン銀行借入れ3	29	民間農工企業の育成、内外民間資本の参加促進	*建材13、化学14、既製服13、ゴム6、繊維7、食品6
AID40、西ドイツ復金8、政府借入れ10、国内借入れ3	83	民間産業の開発、近代化	*ホテル27、砂糖17、木材10、ジュート10、食料7
前身たるCooperative Bankの資産を引き継ぐ	—	農業関係の個人、協同組合への融資	1968年1～2月の融資額0.25百万ルピーは全額協同組合に融資
AID 28	—	工業企業の新設、拡張の促進	主として繊維、そのほか化学、製紙、水道
政府借入れ200など	—	民間企業の資本調達促進	(1966年中の融資額は40百万ピアストル、1967年750百万ピアストル)
不詳	—	農林・畜産業、漁業開発の促進	1967年中の融資額1,600百万ピアストルのうち農業関係65
前身たるラオス金融金庫(CNL)の資産を引き継ぐ	—	工業、農業、手工業、貿易、牧畜、漁業開発の促進	1968年1～5月中の融資額40百万キップのうち農業関係75、工業・手工業25

銀行のあり方が活発に議論されるようになったことは当然であるが、なかでもインド準備銀行の主張と近年における同行の活動が、一つの有力な方向を示すものとして注目されている(注2)。すなわち、同行は、①中央銀行制度は一定不变のものではなく、環境ないしその時代の要請に即応した態勢、政策手段を具備すべきものである、②近年における経済環境の著しい変化に即応し、中央銀行は從来の「安定」重視に加え、「成長・開発」をも積極的に推進すべきである、③とくに低開発国においては、中央銀行は経済開発に資するため、新しい開発金融機関を設立、育成し、場合によってはその実際の運営にも参画すべきである、④なお、通貨価値の安定など中央銀行の伝統的な役割との関連についても、金融市场・機構の発達していない低開発国においては、中央銀行が開発金融に関与することによりいっそう効果的かつ安定的に経済を運営することができる、という考え方を打ち出している。この考え方に基づいて、同行はすでに商業銀行に対してはミックスド・バンキング移行を促進し、開発銀行に対しては出資、役員派遣、リファイナンスなどを通じて直接管理下に置くなどの措置を行なっていることは後述のとおりである。

いうまでもなく、開発金融機関(とくに財政資金を主要資金源とした)のウェイトが高くなりすぎると、金融政策そのものも二元化するなどの弊害が出てくるおそれを生ずる。しかし現在のところ大多数の低開発国においては、金融全体に占める開発金融機関のウェイトがまだきわめて小さいので、中央銀行が金融市场育成の一環として開発金融機関を助成することは、中央銀行の任務の一つとして肯定されよう。しかしながら韓国の場合には例外である。すなわち韓国では政府の開発金融

機関(「韓国産業銀行」—払込資本200億ウォン)が著しく拡大し、財政資金を財源とする同行の設備資金貸出は、全金融機関による設備資金貸出の6割以上を占めている。このような制度金融の行き過ぎが、金融二元化の危険を高め、ひいては資金の非効率的使用、インフレ促進などの弊害を招く危険がある場合においては、中央銀行は逆にかかる開発金融機関の活動を抑制していくことが必要であろう。

(3) 各国の具体例

次に上記の点を各国ごとにやや詳しくながめてみよう。この場合、フィリピンのごとくすでに開発金融制度が他の国々に比してかなりの発達を遂げ、貯蓄の動員にも成功している例もあるが、ここでは、最近における新しい考え方に基づく動きがみられる諸国を取り上げることとする。

イ　ン　ド

インドでは、1956年以降政府のイニシアチブによる工業優先政策に沿って各種の開発金融機関が設立されたが、最近ではこれら開発金融機関の効率を高めるため、その新設、改組が行なわれているほか、商業銀行を開発金融に参加させようとするなど、金融再編成の動きが目だっている。

まず、工業金融については、同国では商業銀行が短期金融に専念していることから、政府は独立直後の1948年、資本市場で資金調達の困難な株式公開会社に中・長期資金を供給するため特別立法により「産業金融公社(IFCI)」(払込資本84百万ルピー)を設立したが、1964年には、後述の「インド工業開発銀行(IDBI)」が IFCI の払込資本中政府、中央銀行の所有分(50%)を肩代わりし、また同時に、政府は IFCI の理事12名中 IDBI から4名、中央政府から2名を任命し、同行を資本的、人的に IDBI の統率下に入れた。

(注2) インド準備銀行アンシャリヤ副総裁の「中央銀行の新しい役割(New Dimensions in Central Banking)」(同行月報1968年9月号に掲載)を参照。

一方、同国には本来米国援助の見返り資金を利用するために1955年に設立された「産業信用投資会社(ICICI)」(民営一払込資本75百万ルピー)が、外国援助等を資金源として広く一般の民間企業を対象に融資活動を行なっている。また、1950年代から、中小企業を育成するための州単位の金融機関「州金融公社(SFC)」(半官半民、1967年現在15社)が設立されている。

このように、インドでは開発金融機関が一応整備されたが、その活動は業務分野が重複したり資金量が十分でなかつたりして、十分効率的とはいえないかった。そこで1964年、中央銀行が全額出資して、「開発銀行の親銀行」として「工業開発銀行(IDBI)」(払込資本2億ルピー)を設立した。IDBIはIFCI株式の半数を所有してこれを掌握下に置くとともに、①指定銀行、州協同組合銀行、SFC、IFCI、ICICIが企業に行なった長期融資のリファイナンス、②指定金融機関の中期輸出金融に対するリファイナンス、③開発金融機関の発行する株式・社債の応募、④企業に対する直接資金援助、⑤企業の資金調達に関し関係金融機関の間のあっせん・調整、⑥企業の株式・社債の引受け、など広範な業務を行なって開発金融の促進・調整を図っている。

他方、農業金融に関しては、中央銀行は1950年代の初めから、農業協同組合に対し季節耕作資金、集荷資金を公定歩合よりも2%低い優遇レートで融資するとともに、州政府を資金的に援助する「国家農業金融基金」を設立、これを助成している。

なお、零細投資家の貯蓄動員を目的とするため1964年に設立された「ユニット・トラスト」(政府機関)に対して、中央銀行はその当初資本金(50百万ルピー)の半額を出資したほか、同機関の理事会のうち議長1名、常任理事1名、理事8名中4名を任命し、監督・指導を行なっている。

このようにインドの開発銀行は、制度的には現

在他の國に比してかなり整備されているといえよう。しかしながら、従来これら開発金融機関による投融資活動が金融活動全体に占めるウエイトは、けっして高いものではなかったことに注意する必要がある。

ところでインドでは、前述のごとく第3次5か年計画がみじめな結果に終わったので、国際金融機関の緊密な協力の下に、1966年ルピーの大幅切下げ(切下げ率36.5%)を断行するとともに、経済政策における市場原理の重視、開発重点産業の転換(工業から農業へ)、財政の緊縮、貿易・外資制度の緩和など自由化の方向に向かって大幅な転換を行なうに至った。このことは、援助の受入れにより開発投資を促進すれば自動的に経済開発が進捗するという、旧来の観念的な低開発国開発理論の終焉を示すものにほかならない。

以後、同国では金融重視の経済政策が進められてきているが、「銀行の社会的統制」法もその一つの現われとみることができよう。すなわち同制度は、経済開発の至上命令にのっとって、金融面から国民の貯蓄意欲と企業の生産・輸出意欲を高めるため、商業銀行資金を一定の優先度に応じて農業および中小企業にも合理的に配分するよう、銀行活動を監督・指導しようとするものである。同法は昨年12月に議会で成立するに至った。この制度は、金融統制を強めるという意味では自由主義化に逆行するものであるが、開発金融を重視し、従来商業銀行が超健全経営、大企業優先に安住して、農業、中小企業などに総資金のわずか2%しか供給しないなど、開発に十分協力態勢をとりえなかつた弊害を除くことをねらいとしている。インドでは、いまだ低金利政策を修正するまでは至らず、開発政策の転換も、根強い伝統、膨大な官僚機構を背景として、銀行の社会的統制といった過渡的方法により、徐々に進めざるをえないことに注目する必要があろう。

セイロン

セイロンには、第6表のごとくすでに「セイロン開発金融公社(DFCC)」(払込資本8百万ルピー)などの開発機関がある。しかしながら、セイロンでは、既存の開発金融機関の規模が小さく非能率で、十分その機能を發揮しえず、経済開発も遅々として進展しなかった。このため、従来から中央銀行は政府の委嘱をうけてこれら長期信用銀行の再編成を検討してきたが、すでに上記DFCC、「国立不動産銀行」について、農業金融業務を中心とした業務権限の拡充強化に関する法的措置を完了したほか、目下「農工金融公社(AICC)」に関しても同様の方向で強化策が中央銀行との間で検討されつつある。

また、従来あまり成果のあがっていない貯蓄を増強するため、前述のとおり従来の低利・非弾力的な金利構造の是正を検討しているほか、中央銀行は、既存の貯蓄銀行、郵便貯蓄銀行などを合併した国立貯蓄銀行を設立すべく、目下法案の作成に着手している。さらに、中央銀行は国内産業資金の一段と円滑な供給を図るため、中央銀行の附属機関として開発銀行を新設するよう目下法案を準備中であると伝えられている。

一方、セイロン系の商業銀行2行のうち圧倒的なシェアを誇るバンク・オブ・セイロンは、従来英國式に短期金融に重点をおき、中・長期融資を敬遠する傾向が強かったが、最近、上記の新しい考え方を背景に、政府内外に改善の声が高まり、昨年、政府は銀行委員会を設けてその営業方針を中心・長期預金の吸収や輸出、開発関係融資の積極化を通じて開発に結びつける方向で検討させた。このように、いまやセイロンの銀行制度は画期的な変革期の渦中にある。

南ベトナム

既存の「ベトナム工業開発金融公社(SOFIDIV)」は、従来運用資金が2億ピアストルで活動も低調

であったが、1966年に払込資本金の増額(1億ピアストル)、政府借入れ(2億ピアストル)、1967年の増資によって資金量は大幅に増加し、その結果、1967年の信用供与額は1966年の0.4億ピアストルから一挙に7.5億ピアストルへと著しい膨張を遂げ、運営も軌道に乗った。また、1967年1月には、工業企業への資金供給を促進するため、中央銀行(ベトナム国立銀行)内に「工業開発リファイナンス基金」が創設され、リファイナンス制度を実施し(中央銀行から1967年末現在6億ピアストルを借り入れ、工業企業6社に5億ピアストルの再割を承認している)、中・長期金融の促進を図っていることは注目される。なお、同国では、農業開発に關し、従来の「農業開発金庫」が運営面および融資活動面において制約が多く、農業開発という長期的目的に十分合致しなくなつたため昨年1月改組に踏み切り、同年5月から新たに「農業開発銀行(BDA)」(払込資本2億ピアストル)として発足させた。

韓国

韓国では、1962年からの第1次5か年計画のあとをうけて、1967年からは前計画をいっそう上回る高度の目標(年平均実質成長率10%、なお前回計画の実績は8.8%)を掲げた意欲的な第2次5か年計画を実施した。同国はもともと民間企業を中心して高度成長を遂げてきたが、過去の経済開発の経験から近年開発金融機関の整備が積極的に進められている。

まず、同国では既存の最大の開発銀行「韓国産業銀行」(政府機関一払込資本約200億ウォン)に加えて、昨年4月「韓国開発金融公社(KDFC)」(民間一払込資本8億ウォン)を設立した。これは内外から開発資金を動員、これを効率的に運用することを目的とするもので、設立にあたっては、IFC(国際金融公社)の全面的な支援を得た。また、政府は1968年に制定された資本市場育

成法にのっとり、資本市場を総合的に育成するため昨年12月「投資開発公社」(払込資本15億ウォン)を設立したほか、農漁村の近代化(営農構造を従来の食糧生産中心から農水産加工にも拡充させる)を図るため、1967年12月に「農漁村開発公社」(払込資本50億ウォン)を設立した。一方、民間においても、かかる動きの一環として、地方資金を動員して、地域社会開発を図ることを主目的とする地方銀行が昨年数行開設された。

このように、韓国では近年着々と開発金融機関が整備されてはいるものの、「韓国産業銀行」が依然圧倒的なウェイトを占めるなど、制度金融の行き過ぎがしだいに目だってきた。したがって、今後は、このような開発金融機関の行き過ぎを是正するとともに、民間金融機関の育成強化によって、開発金融機構の正常化を進めることが同国の大きな課題であろう。

ラオス、ネパール、シンガポール、香港

ラオス、ネパールは、近年における他の開発銀行設立の動きに刺激されて、開発銀行の新設を図った。すなわち、ラオスでは、停滞している経済を開拓するため、1967年11月には既存の「ラオス金融金庫(C N L)」を「ラオス開発銀行(B D L)」(払込資本360百万キップ)に改組し、農工、貿易、牧畜業の開発促進、貯蓄の増強をもくろんでいる。またネパールでも、本年1月「Cooperative Bank」を「農業開発銀行(N A D B)」(半官半民一払込資本50百万ルピー)に改組し、農業関係に対する、長・短期の融資増大を図っている。

一方、シンガポール、香港は、とともに本来自由主義経済をたてまえとし、すでに経済もきわめて高度に開発されている国であるが、かかる国においても、最近開発銀行を新設しいっそうの経済発展を図ろうとする動きがみられるることは注目されよう。すなわち、シンガポールはマレーシア連邦から離脱後、経済5か年計画を軸にして工業化を

進めてきたが、コスト高のため国際競争力が乏しいなど工業開発の成果はまだ十分でなく、加えて駐留英軍の早期撤退、ベトナム和平の進展など最近の情勢変化に対処する必要があるため、従来の経済開発局(公共投資を行なうことによって従来開発金融機関の役割を果たしてきた)を発展的に解消し、これを引き継いで、半官半民の「シンガポール開発銀行(D B S)」(資本金1億シンガポール・ドル)を1968年9月設立するに至った。また香港でも、インフラストラクチャーのいっそうの拡大・近代化を図るために戦略的に開発銀行(資本金1億米ドルの予定)を設立しようとする動きがあり、目下政府は専門委員会に本件の諮問を行なっていると伝えられている。

4. む　す　び

1960年代の終盤に至って、東南アジア諸国の経済開発はひところの悲観的な見通しを打ち破って総じてかなりの成果をあげた。すなわち、東南アジア諸国の経済成長は、1960年から1965年の年平均成長率4.2%から、1966年には5.4%、1967年7.7%と、先進諸国のそれを上回る高度成長を達成し、昨1968年も1967年に匹敵する成長が見込まれている。このようなここ2、3年間における好調の背景には、ベトナム周辺諸国における特需収入、工業化の進展、工業製品輸出の伸長などの要因があげられるほか、過去において計画経済的な開発方式のもとに不振を続けていたインド、パキスタン、セイロンにおいて農・工業生産が飛躍的に回復したことでも大きく寄与している。

ところで、近年、東南アジア諸国をめぐる情勢は大きく転換しつつある。さきに述べたとおり、最近ベトナム戦争の和平への動き、駐留英軍の早期撤退、英米両国の援助削減の動きなど外部環境はきびしきを加えたが、一方、今後の国際情勢を展望すると、低開発国の中のトレード・ギャップを是

正するための域内貿易の自由化措置や、一次產品の価格安定措置が進展をみようとしているほか、明年から低開発国に対する一般特惠関税制度の実施が予定されるなど、南北問題解決のための種々の対策が徐々に具体化されようとしている。加えて、アジア開発銀行の融資活動もいっそう軌道に乗ることが予想され、地域経済協力の動きもさらに進展することが見込まれる。

このようなおりから、東南アジア諸国において

経済開発における市場原理の重要性が再認識され、金融の役割重視の考えが高まってきたことは、今後のこれら諸国の経済動向を左右するものとして大きな意義をもっている。とくに「第2次国連開発の十年」のスタートを明年に控えて、今後、東南アジア諸国の開発政策に上述のような新しい動きがいかに展開し、いかなる成果をあげていかに注目されるところである。